

第4次洞爺湖町障がい者基本計画

令和6年3月

北海道洞爺湖町

は じ め に

当町では、洞爺湖町まちづくり総合計画の基本目標である「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を目指し、平成30年3月に「第3次障がい者基本計画」を策定し、障がいのある人への支援のため、各種の障害者福祉施策の充実と推進に取り組んでまいりました。あわせて、令和3年3月に障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく「第6期障がい者（児）福祉計画」を策定し、円滑な福祉サービスの提供を図ってまいりました。

近年、新型コロナウイルス感染症や障がいのある人自身及び介護者の高齢化などの生活環境の変化に伴い、福祉ニーズが複雑、多様化する中、障がいのある人の自己決定の尊重、意思決定への支援や自立と社会参加を図るための体制や取り組みを充実させることにより、障がいの有無に関わらずお互いに尊重し支え合う地域共生社会の実現が求められています。

この度、令和5年度をもって「第3次障がい者基本計画」の計画期間が終了することから、国の動向や前計画の実施状況、また町民の皆様からいただいたご意見などを踏まえて、新たな「第4次障がい者基本計画」を策定いたしました。

今後とも本計画の実現に向けての施策の推進を図って参りたいと考えておりますので、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました、洞爺湖町自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様や関係者の皆様方に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

洞爺湖町長 下道 英明

目次

I 総論	1
1. 計画の概要	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画期間	6
1.4 計画策定の体制	6
1.5 計画の推進体制	8
1.6 制度改正の概要	9
2. 障がいのある人を取り巻く現状	11
2.1 洞爺湖町の現況	11
2.2 障がいのある人の現況	12
2.3 地域の現状と課題	14
II 障がい者基本計画	21
1. 基本的な考え方	21
1.1 障がい者施策の基本理念	21
1.2 基本の方針	22
1.3 基本目標	23
1.4 施策体系	24
2. 施策の展開	25
基本目標 1 自立し充実して暮らせるまち	25
基本目標 2 生きがいのあるまち	27
基本目標 3 すこやかで元気に暮らせるまち	28
基本目標 4 とともに育ちともに学べるまち	29
基本目標 5 安全で安心なまち	30
基本目標 6 助けあうまち	31

Ⅰ 総論

1. 計画の概要

1.1 計画策定の趣旨

近年、国の障がい者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成23年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。国では、これらの法整備等の動きに呼応して令和5年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。平成30年には「障害者文化芸術推進法」、令和元年には「読書バリアフリー法」、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。

このような中、洞爺湖町では、「第2期洞爺湖町まちづくり総合計画」においてやさしさあふれる健康福祉のまちづくりを掲げ、障がい者関連施策においては、障がい者支援推進体制の充実、障がい福祉サービスの充実、障がい者の自立した生活の支援、ノーマライゼーション理念の普及啓発の促進、相談体制等の充実、在宅生活、日中活動等の支援の充実、重度心身障がい者に対する適切な医療費の助成、就労支援の充実、コミュニケーション手段の確保が基本方向として示されています。

こうした背景から、障がい者関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「第3次洞爺湖町障がい者基本計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、引き続き障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、洞爺湖町における新たな指針として「第4次洞爺湖町障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

「障害」のひらがな表記について

「障害」の「害」という漢字の表記については、物事を「傷つける」という他動詞的な漢字であり、他に対して危害を与えるという意味を持つことから、この漢字を含む単語は、「害虫」「災害」「公害」などマイナスイメージがあります。

そのため、「害」の字を「がい」と表記するひらがな表記についての取り扱いを本計画においては、以下のように取り扱います。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。

(例：障害者自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、身体障害者能力開発センター、障害物の除去など)。

1.2 計画の位置づけ

(1) 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」

「障がい者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項について定める中長期的な計画です。

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

また「児童福祉法」の一部改正により、同 33 条の 20 にて市町村は基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定められるものとされています。障がい児福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に規定する市町村障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされています。

当町においては本計画に基づき、「洞爺湖町障がい者（児）福祉計画」として、上記 2 福祉計画を一体的に策定します。

【各計画の位置付け】

洞爺湖町障がい者基本計画

- 障害者基本法に基づく、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画
- 計画期間：6年間

洞爺湖町障がい者（児）福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画
- 計画期間：3年間で1期とする
- 障がい児福祉計画(障がい児の支援体制を確保するための計画)を本計画と一体のものとして作成する

【各計画の根拠法と性格】

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画

障害者基本法

第九条三 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者総合支援法

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

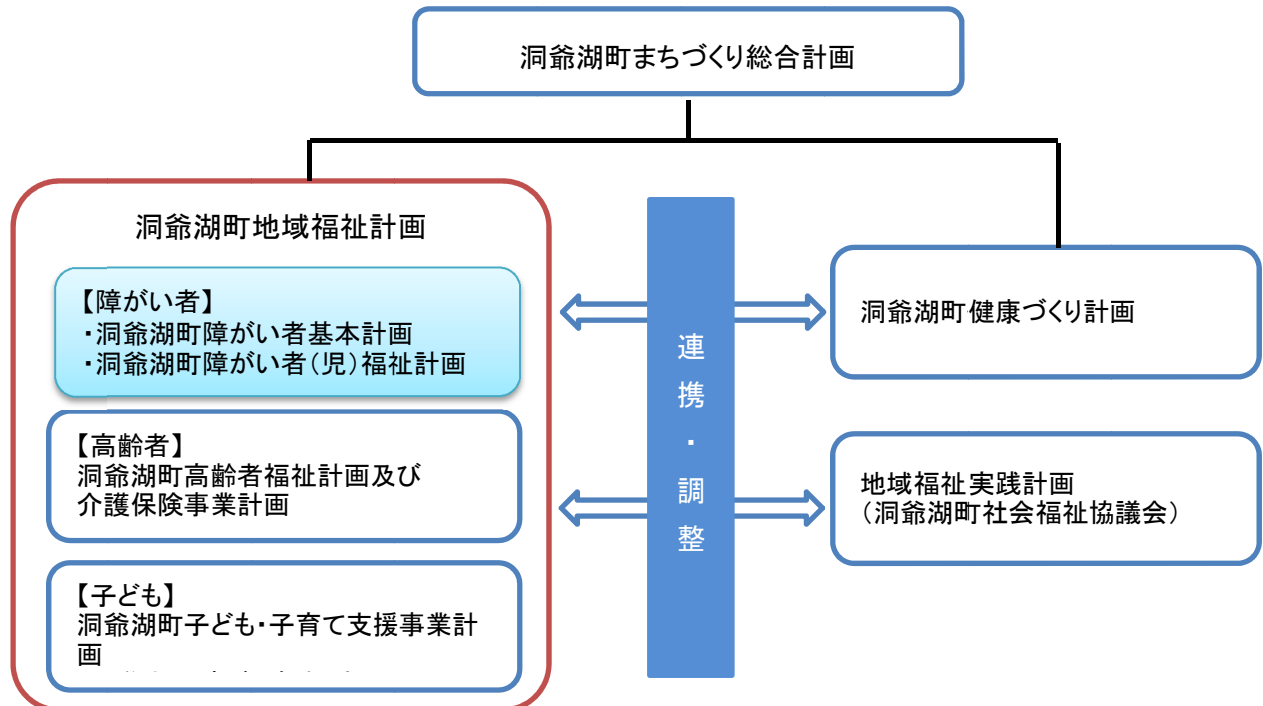
児童福祉法

第三十三条 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「洞爺湖町まちづくり総合計画」における障がい者部門の保健福祉計画の役割を担うとともに、福祉の全体計画である「洞爺湖町地域福祉計画」の下、「洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」などの関連する保健福祉計画と整合する計画として策定します。

【洞爺湖町障がい者基本計画と他計画との関係】

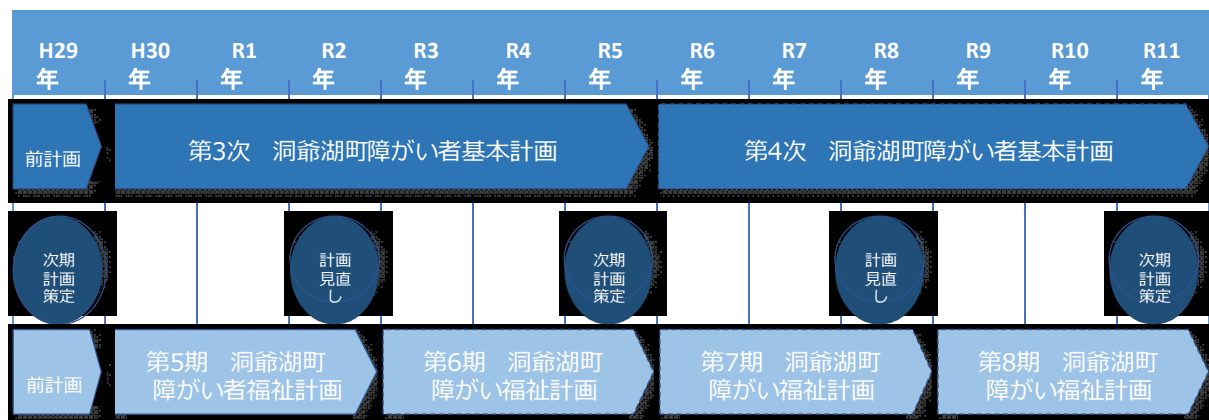


(3) 計画の対象者について

「障がい者基本計画」は、障がいのある方やその家族、地域、企業（事業所）及び行政などすべての個人及び団体を対象とします。一方、「障がい者（児）福祉計画」は、障害者総合支援法第4条及び障害者基本法第2条第1項の規定に基づき、具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病及びその他の心身の機能の障がいがある、その障がいと社会的障壁のために、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている洞爺湖町内に在住の方々を対象とします。

1.3 計画期間

「第4次障がい者基本計画」は、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とします。
なお、本計画においては、第6期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズなどを踏まえ、サービス量や具体的な取り組みについての見直しを行ったうえで、各年度におけるサービス事業の見込量を定めます。



1.4 計画策定の体制

(1) 当事者へのアンケート調査

町内の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳を所持している人、自立支援医療受給者、特別児童扶養手当受給者、障がい児通所サービス利用者を対象にアンケート調査を実施し、生活実態や障がい福祉サービス利用に関する今後の意向などについて調査しました。

(2) 洞爺湖町障害者自立支援協議会での検討・審議

庁内、庁外の障がい者に関連する組織、部局の関係者により構成する「洞爺湖町障害者自立支援協議会」において障がい福祉サービスについての意見・ニーズ等の把握に努めるとともに、当町の目指すべき障がい者施策のあり方等について協議しました。

(3) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

(4) 計画策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	経 緯 概 要
令和5年7月4日	第1回 洞爺湖町障害者自立支援協議会 ・計画の概要説明 ・洞爺湖町障がい者アンケート調査の対象者検討 並びに調査項目の検討
令和5年7月10日 ～令和5年7月31日	洞爺湖町障がい者アンケート調査の実施
令和5年8月1日 ～令和5年9月28日	洞爺湖町障がい者アンケート調査の集計並びに 分析
令和5年10月31日	第2回 洞爺湖町障害者自立支援協議会 ・洞爺湖町障がい者アンケート調査の結果報告
令和6年1月25日	第3回 洞爺湖町障害者自立支援協議会 ・計画（素案）について 〔全体について検討⇒承認〕
令和6年2月13日	パブリックコメントの実施
令和6年3月XX日	第4回 洞爺湖町障害者自立支援協議会 ・計画について 〔全体について検討⇒承認〕

1.5 計画の推進体制

(1) 国・道及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び北海道の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また、事業所や障がい者団体、ボランティア団体の多くが広域的に支援体制を構築していることから、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあたっては、胆振圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施していきます。

(2) 関係機関における連携

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

(3) 共助による地域支援の推進

障がいのある方が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等により支援や協力が重要です。障がいのある一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら施策を推進していきます。

(4) 計画の評価・検討

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、指針に基づいた施策となるように地域自立支援協議会等各種検討機関において、その実効性の確認及び評価・検討を行います。

1.6 制度改正の概要

(1) 近年の国の動向

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

年 月	障がいのある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 18 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者自立支援法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 障がい（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化 ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者自立支援法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の範囲の見直し（発達障がい者が障害者自立支援法の対象に） ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し ・ グループホームの利用助成
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定や障がい者の定義の見直し ・ 社会的障壁を取り除くための配慮を行政等に求める
平成 24 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者虐待防止法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人への虐待を発見した場合の通報の義務化 ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者優先調達推進法」の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正 ・ 障がい者の範囲の見直し（難病が障がい者の範囲に加えられる）
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「精神保健福祉法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し
平成 27 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立 ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進 ・ 療養生活環境整備事業の実施
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の不提供の禁止
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理、紛争解決援助 ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し（精神障がい者が算定基礎に加わる）
平成 28 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「成年後見制度利用促進法」の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重） ・ 地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進 ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

平成 28 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「発達障害者支援法」の一部改正 ・ 発達障がいのある人に対する障害の定義と発達障がいへの理解の促進 ・ 発達障がいのある人の生活全般にわたる支援の促進 ・ 発達障がいのある人の支援を担当する部局相互の堅密な連携の確保など
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正 ・ 障がいのある人の望む地域生活の支援 ・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
平成 30 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー法」の一部改正 ・ 国及び国民の責務の明確化 ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進 ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化
令和元年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「読書バリアフリー法」の一部改正 ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進
令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法」の一部改正 ・ 障がいのある人の活躍の場の拡大に関する措置 ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
令和 2 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会福祉法」等の一部改正 ・ 重層的支援体制整備事業の創設
令和 2 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」 ・ 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設
令和 3 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「医療的ケア児支援法」の施行 ・ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童に対する支援
令和 4 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 ・ 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障がいのある人が、障がいのない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現 ・ 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ
令和 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」の一部改正 ・ グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進 ・ 地域の障がい者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備 ・ 就労選択支援の追加 ・ 入院者訪問支援事業の創設

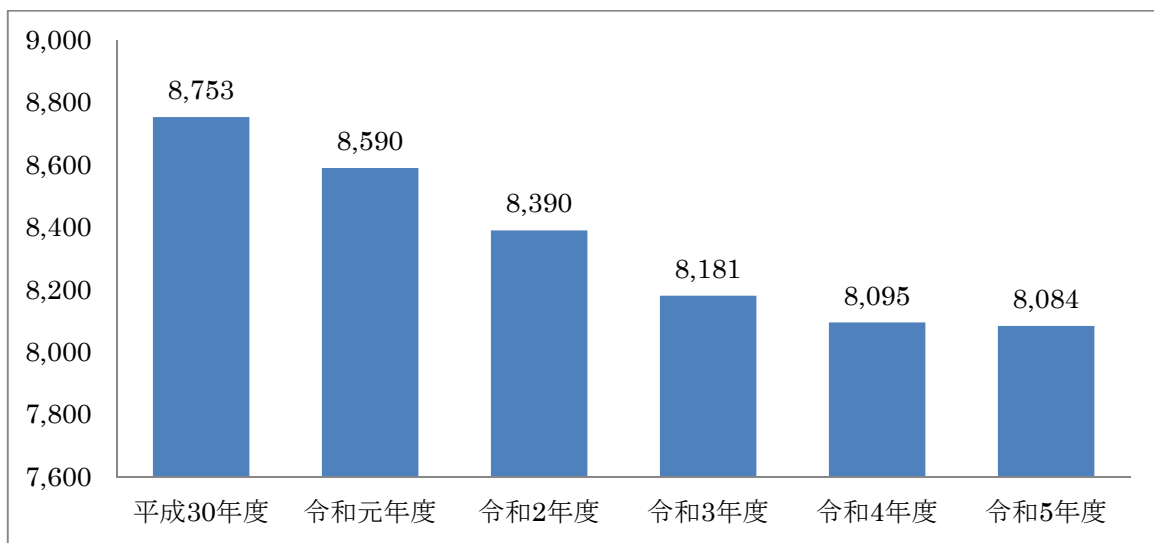
2. 障がいのある人を取り巻く現状

2.1 洞爺湖町の現況

(1) 総人口の推移

当町の総人口は減少傾向にあります。平成30年度に8,753人だった総人口は、令和5年度には8,084人となり、669人（7.7%）の減少となっています。

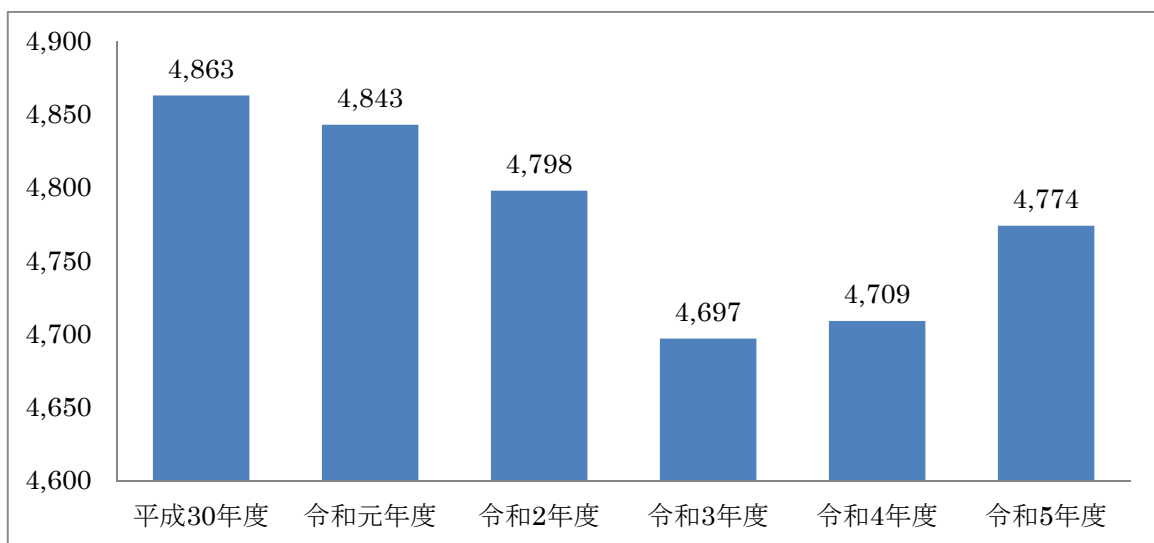
※各年度3月末現在、令和5年度のみ11月末現在



(2) 世帯数の推移

総人口と同様に当町の世帯数も減少傾向にあります。平成30年度に4,863世帯だった総世帯数は、令和5年度には4,774世帯となり、89世帯（1.9%）の減少となっています。

※各年度3月末現在、令和5年度のみ11月末現在

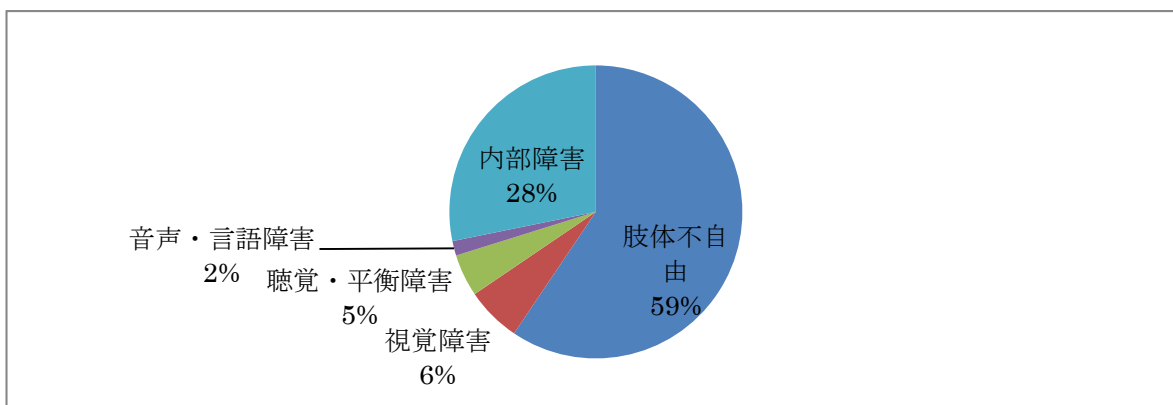


2.2 障がいのある人の現況

(1) 身体障がい者

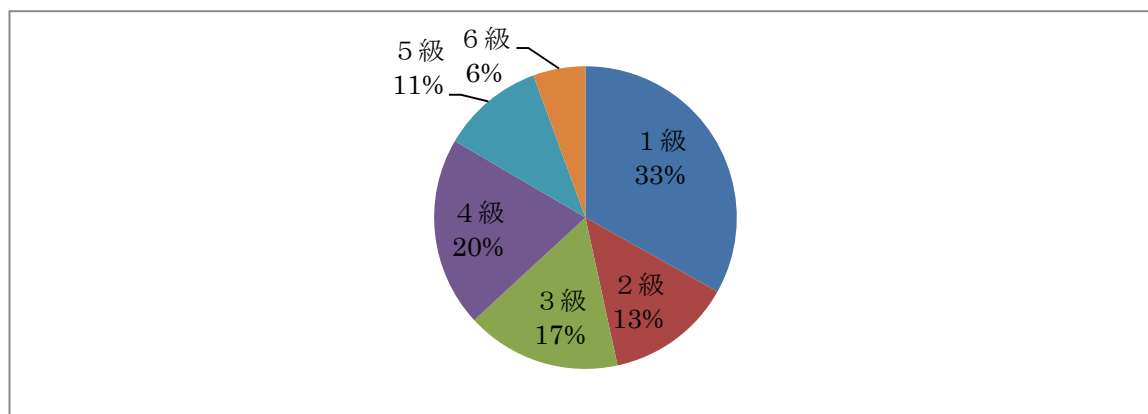
【身体障害者手帳の所持者数】 (令和6年1月1日現在)

	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語障害	内部障害	合計
所持者数	283	30	23	8	139	483
割合	59%	6%	5%	2%	28%	100%



【身体障害者手帳の級別所持者数】 (令和6年1月1日現在)

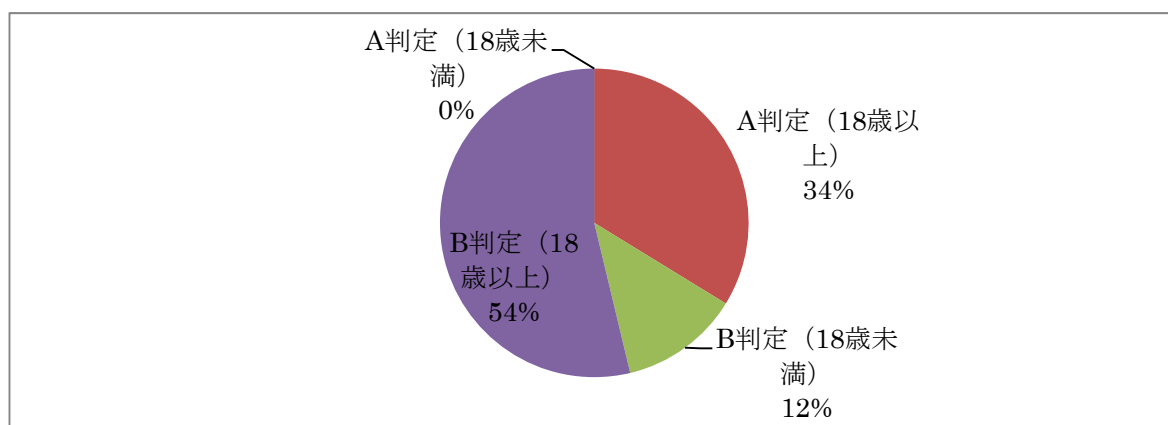
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者数	160	65	80	98	53	27	483
割合	33%	13%	17%	20%	11%	6%	100%



(2) 知的障がい者

【療育手帳の所持者数】 (令和6年1月1日現在)

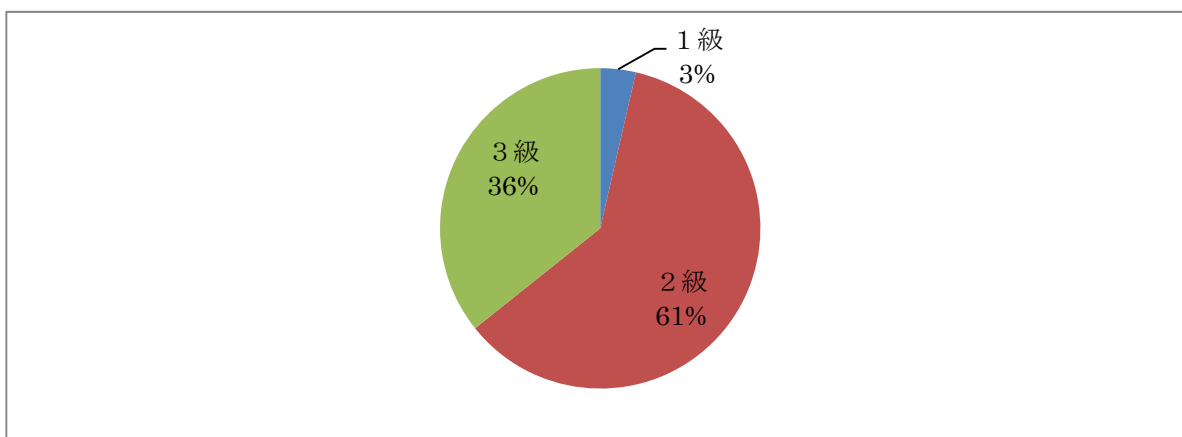
区分	A判定		B判定		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
所持者数	0	27	10	43	80
割合	0%	34%	12%	54%	100%



(3) 精神障がい者

【精神障害者保健福祉手帳の所持者数】 (令和6年1月1日現在)

区分	1級	2級	3級	合計
所持者数	2	34	20	56
割合	6%	71%	23%	100%



2.3 地域の現状と課題

(1) アンケート調査の実施

当町にお住まいの障がい者の実態やニーズを調査し、本計画への反映を行うことを目的として「洞爺湖町障がい者アンケート調査」を実施しました。

【洞爺湖町障がい者アンケート調査の実施概要】

①調査対象

令和5年7月1日現在、洞爺湖町の住民基本台帳に住所を有する者であって、次の者。

※なお、以下項目に複数該当する対象者がおり、①～⑥の合計と送付数は異なります。

①身体障がい者(身体障害者手帳の所持者)	500名
②知的障がい者(療育手帳の所持者)	78名
③精神障がい者(精神保健福祉手帳の所持者)	52名
④自立支援医療(精神通院医療)受給者	160名
⑤特別児童扶養手当受給者	12名
⑥障がい児通所サービス利用者	17名
送付数	747名

②調査方法

郵送による配布、回収調査

③調査期間

令和5年7月10日から令和5年7月31日まで

④配布数と回収数

調査票送付数	有効回答数	有効回収率
747	257	34.4%

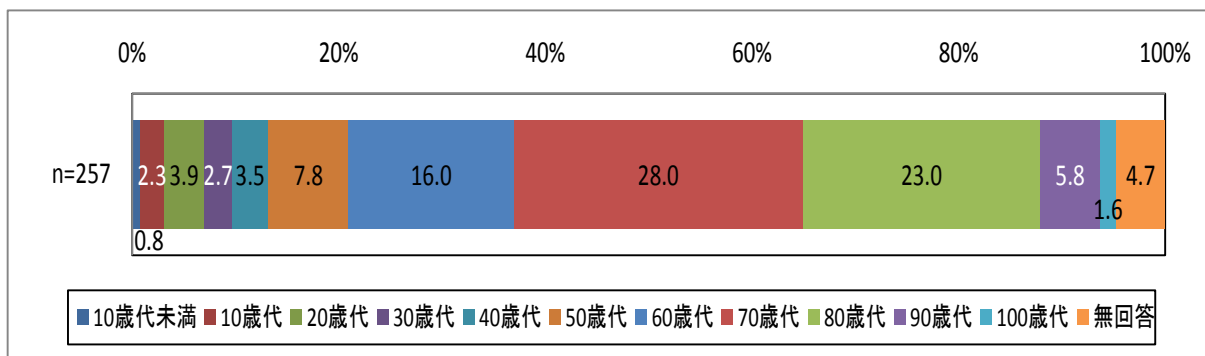
(2) アンケート調査の結果

①障がいのある人の生活の状況

ア) 年齢について

「70歳代」が28.0%で最も高く、次いで「80歳代」23.0%、「60歳代」16.0%の順となっています。

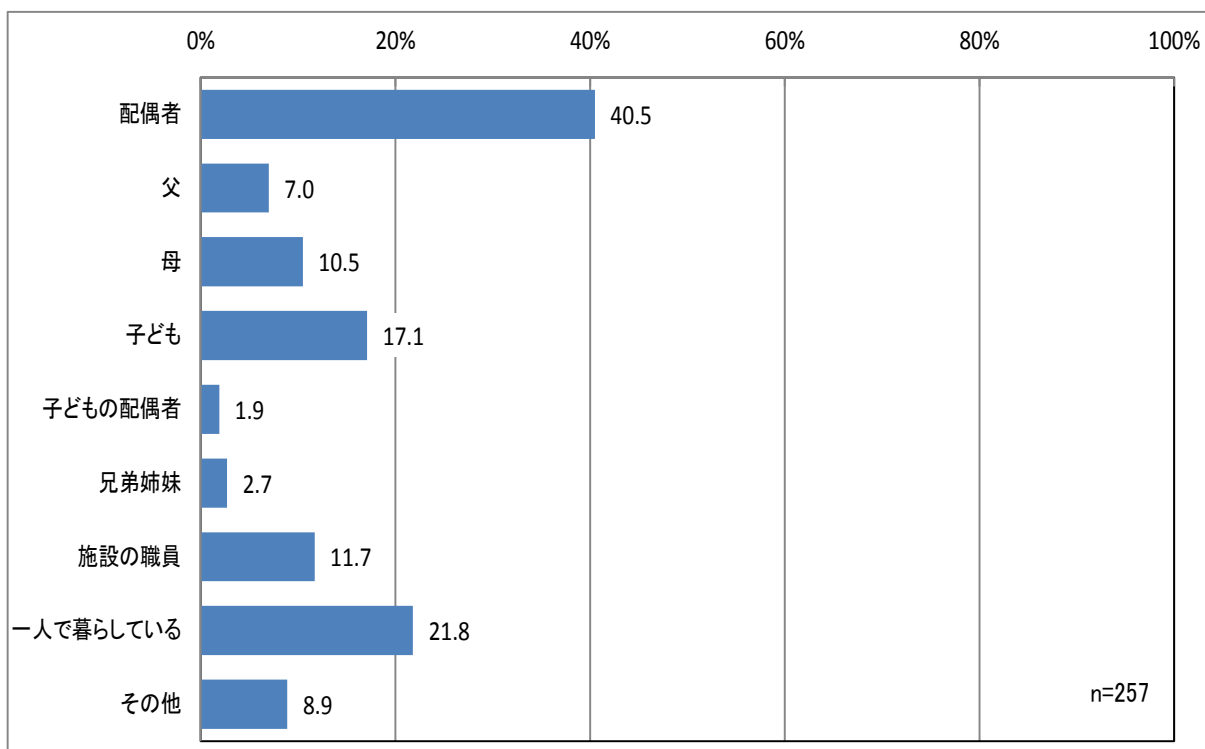
性別で見ると、男性では「70歳代」が33.3%と最も高くなっていますが、女性では「70歳代」が24.6%「80歳代」が29.2%となっており、「80歳代」が高くなっており、高齢化の進行が課題となっています。



イ) 生活形態について

「配偶者」が40.5%で最も高く、次いで「一人で暮らしている」21.8%、「子ども」17.1%の順となっています。

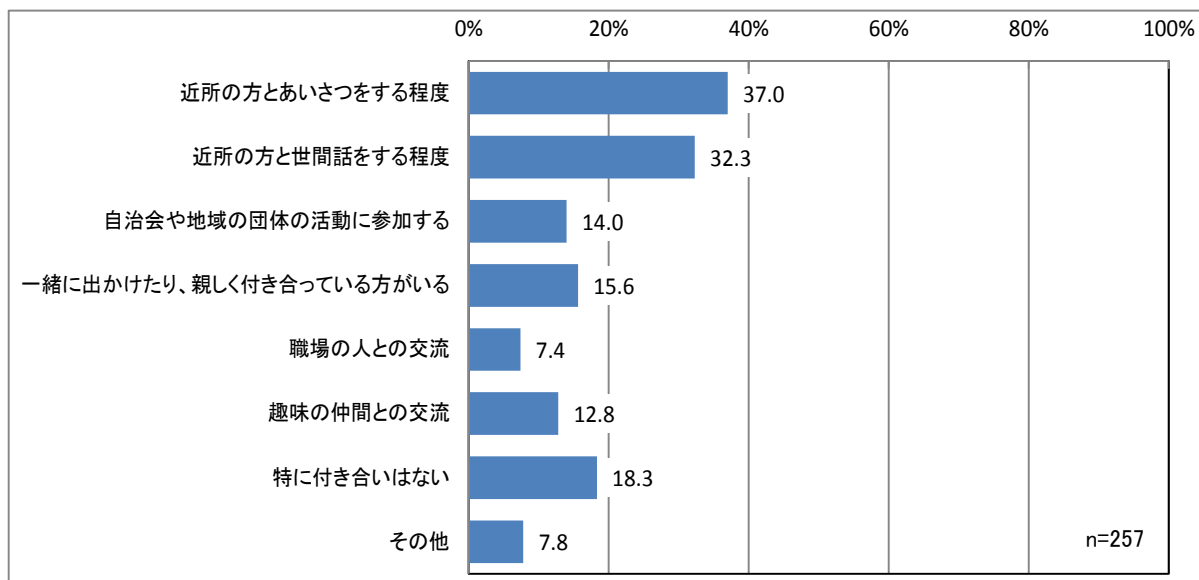
2番目に多い「一人で暮らしている」独居の方々へのサポート拡充が課題となっています。



ウ) 家族以外との交流状況について

「近所の方とあいさつをする程度」が 37.0%で最も高く、次いで「近所の方と世間話をする程度」32.3%、「特に付き合いはない」18.3%の順となっています。

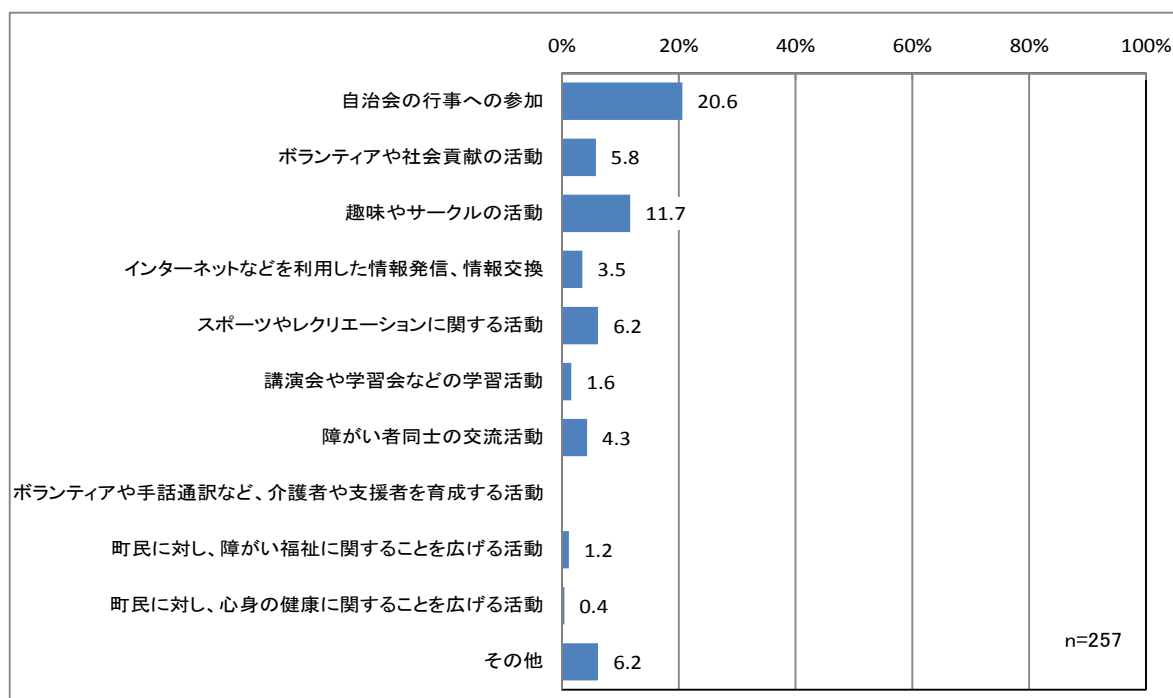
障がいの有無に関わらず開かれた社会を目指し、さらなる交流のきっかけ作りを進めることが課題です。



エ) 現在参加している社会活動

「自治会の行事への参加」が 20.6%で最も高く、次いで「趣味やサークルの活動」11.7%、「スポーツやレクリエーションに関する活動」「その他」6.2%の順となっています。

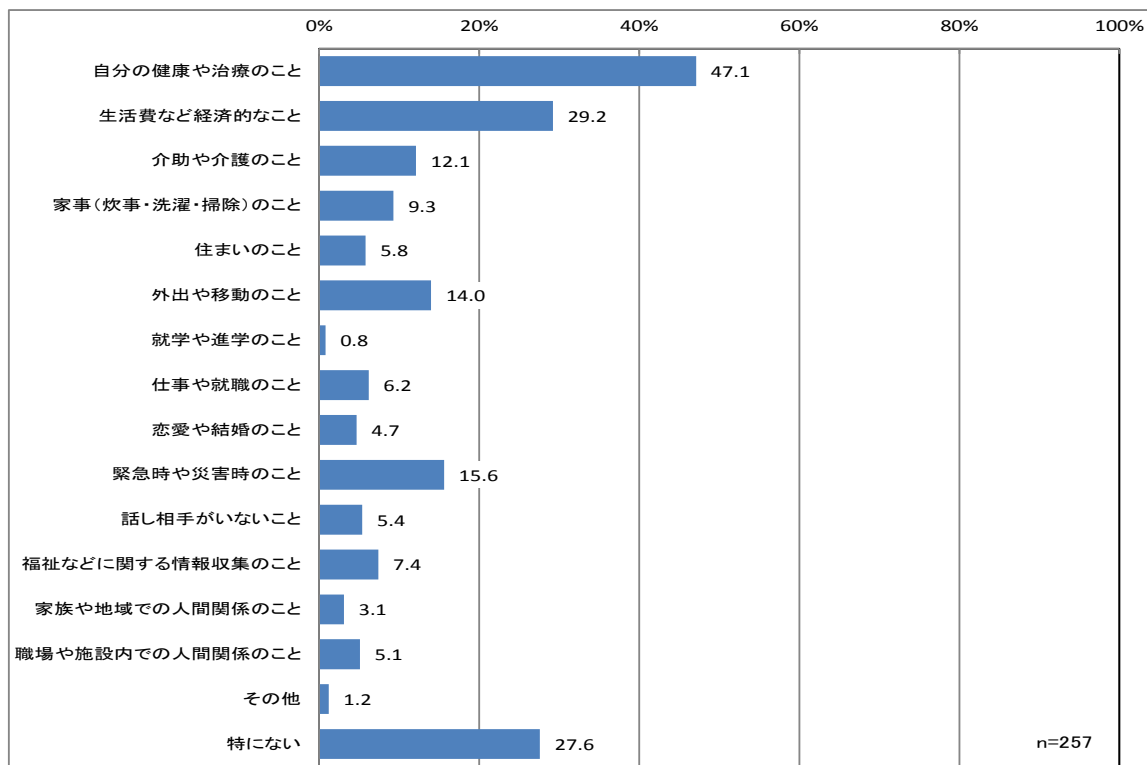
今後も多様な活動へ参加できるような仕組みづくりを進める必要があります。



②日常生活における困りごとや悩み

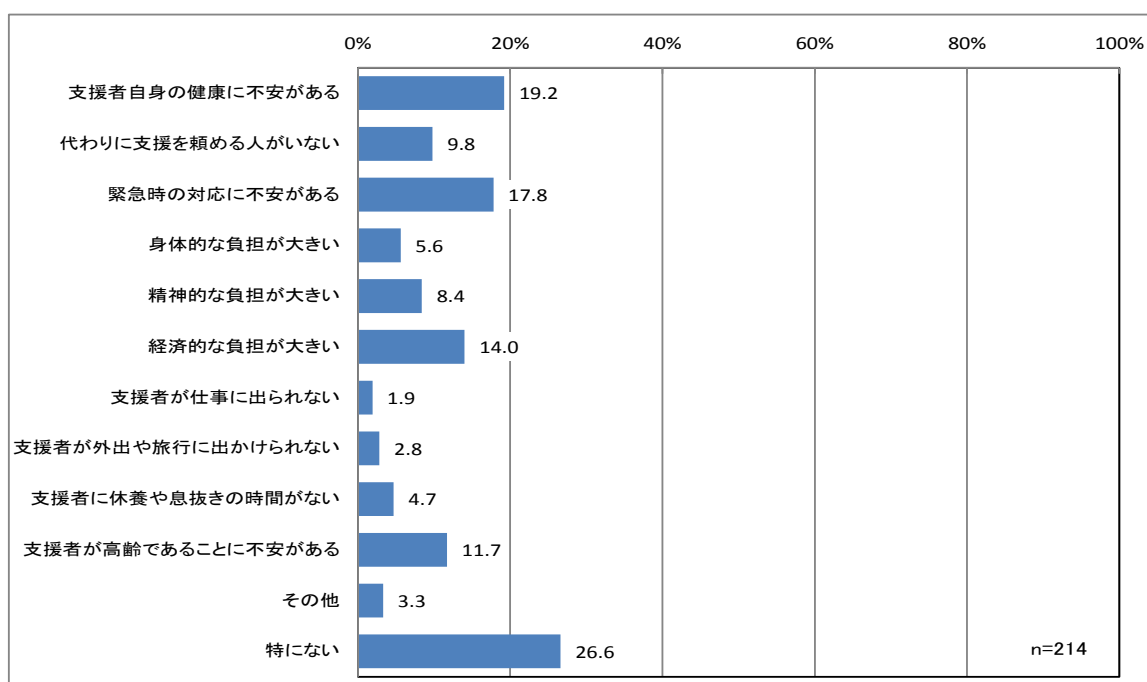
ア) 不安や悩み

「自分の健康や治療のこと」が47.1%で最も高く、次いで「生活費など経済的なこと」29.2%、「緊急時や災害時のこと」15.6%を挙げる回答者が多く存在しています。



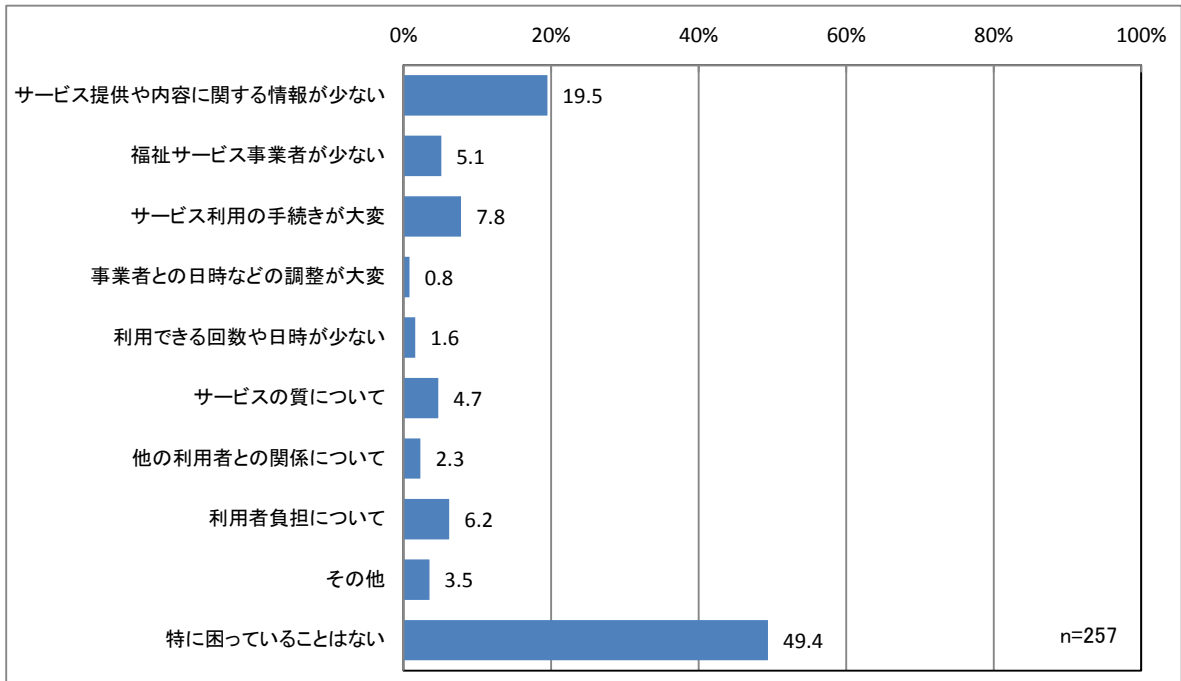
イ) 支援（援助・介助・介護）について感じていること

「支援者自身の健康に不安がある」19.2%、「緊急時の対応に不安がある」17.8%の順となっており、こうした施策の拡充が課題となっています。



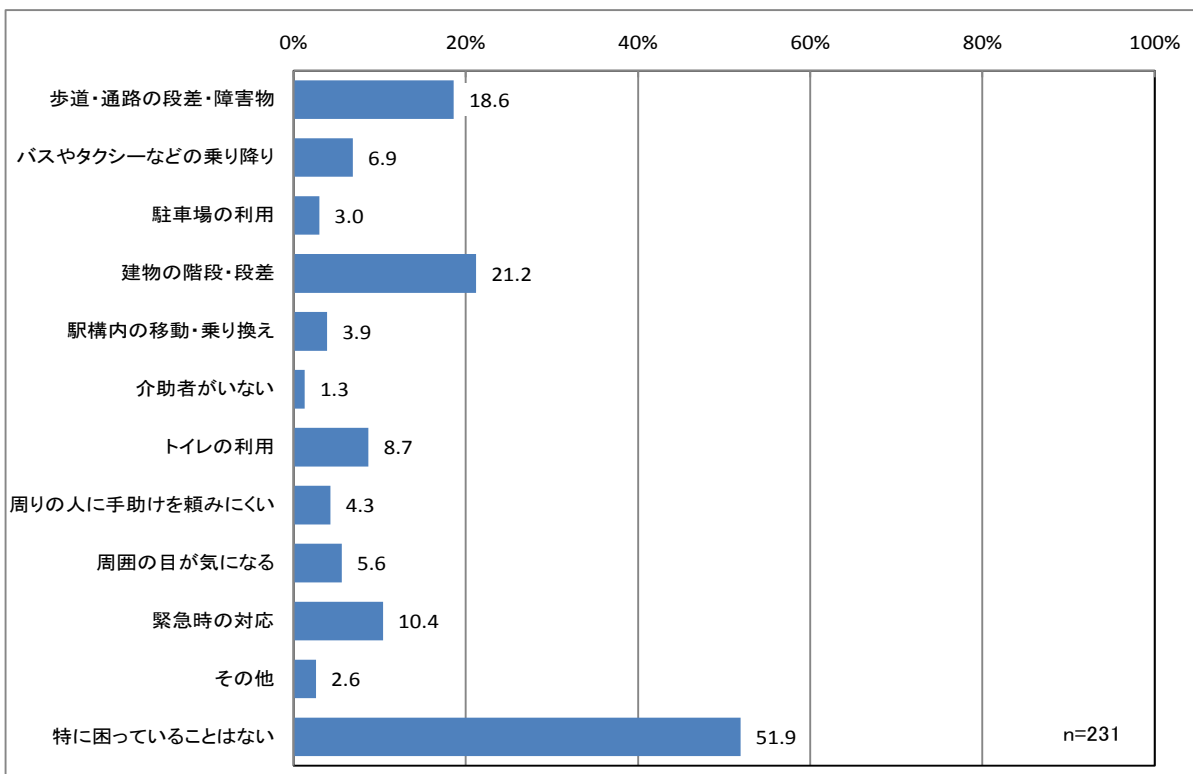
ウ) 障がい福祉サービス利用上の困りごと

「サービス提供や内容に関する情報が少ない」19.5%、「サービス利用の手続きが大変」7.8%の順となっており、さらなる情報発信施策の拡充が課題となっています。



エ) 外出時の困りごと

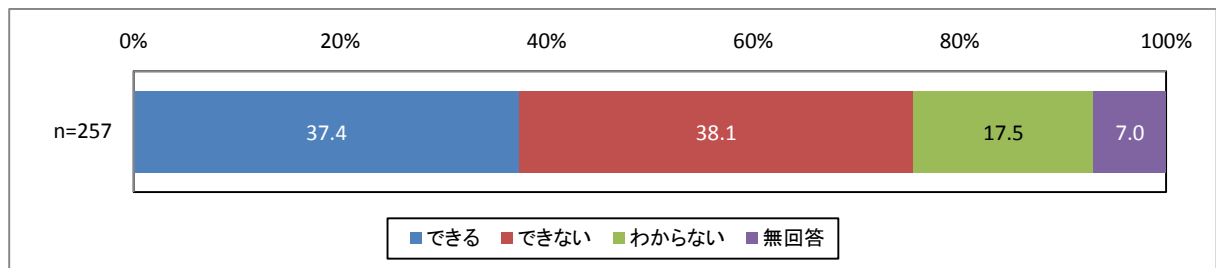
「建物の階段・段差」21.2%、「歩道・通路の段差・障害物」18.6%の順となっています。こうした外出時のバリアの削減が課題となっています。



③災害時の対処

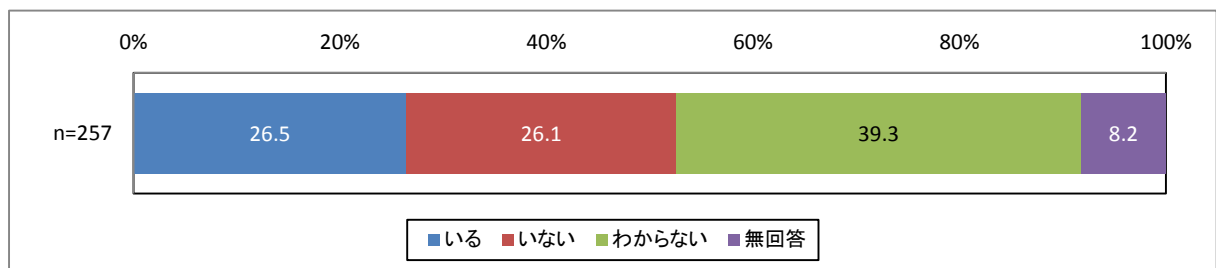
ア) 災害時の避難可否

火事などの災害時に一人で避難「できない」が 38.1%存在しています。



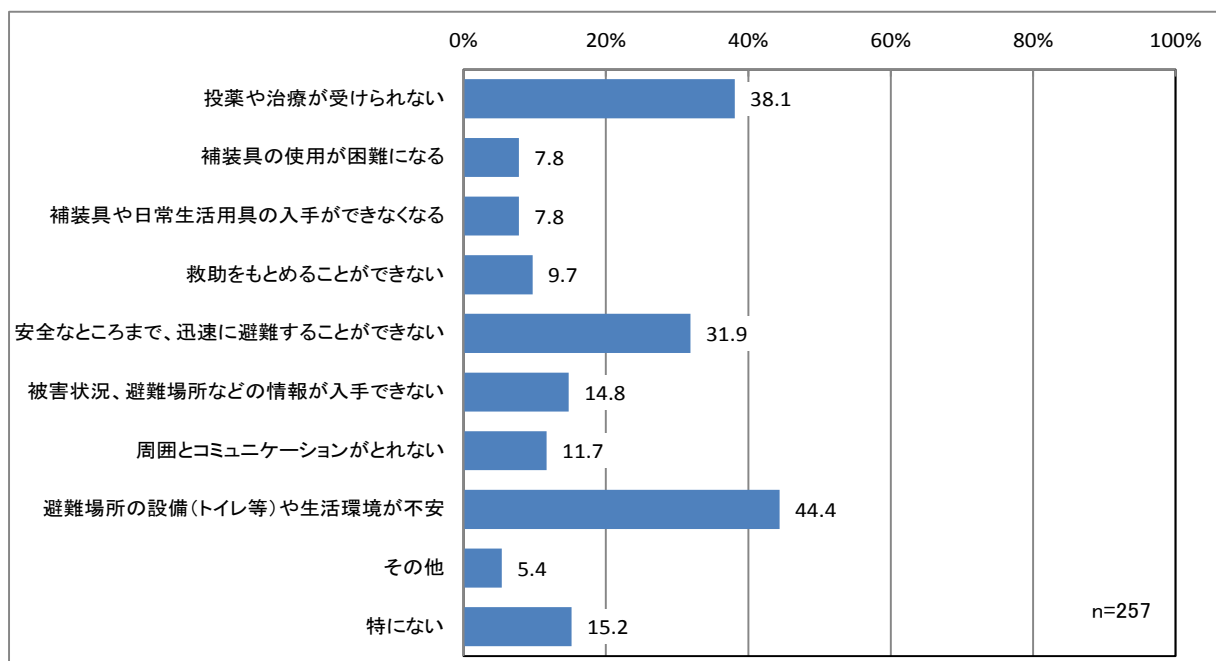
イ) 災害時の補助者の有無

家族不在時や、一人暮らしの際の補助者有無については「いない」と答えた方々が 26.1%存在しており、こうした方々への災害時のサポート拡充が課題となっております。



ウ) 災害時に困ること

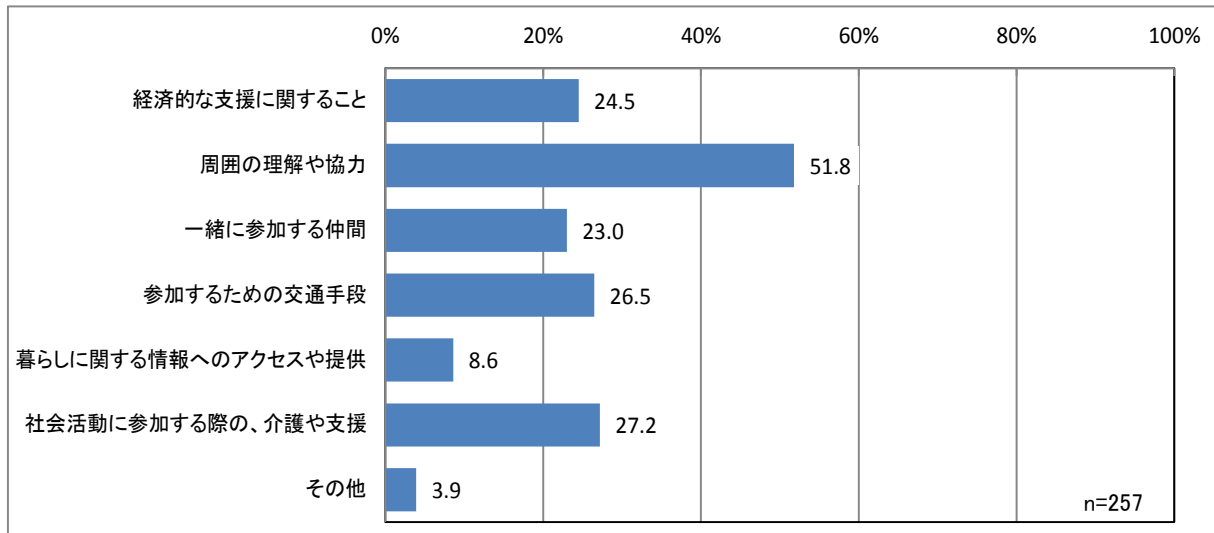
「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 44.4%で最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」38.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」31.9%といった回答がみられました。



④よりよい暮らしのために

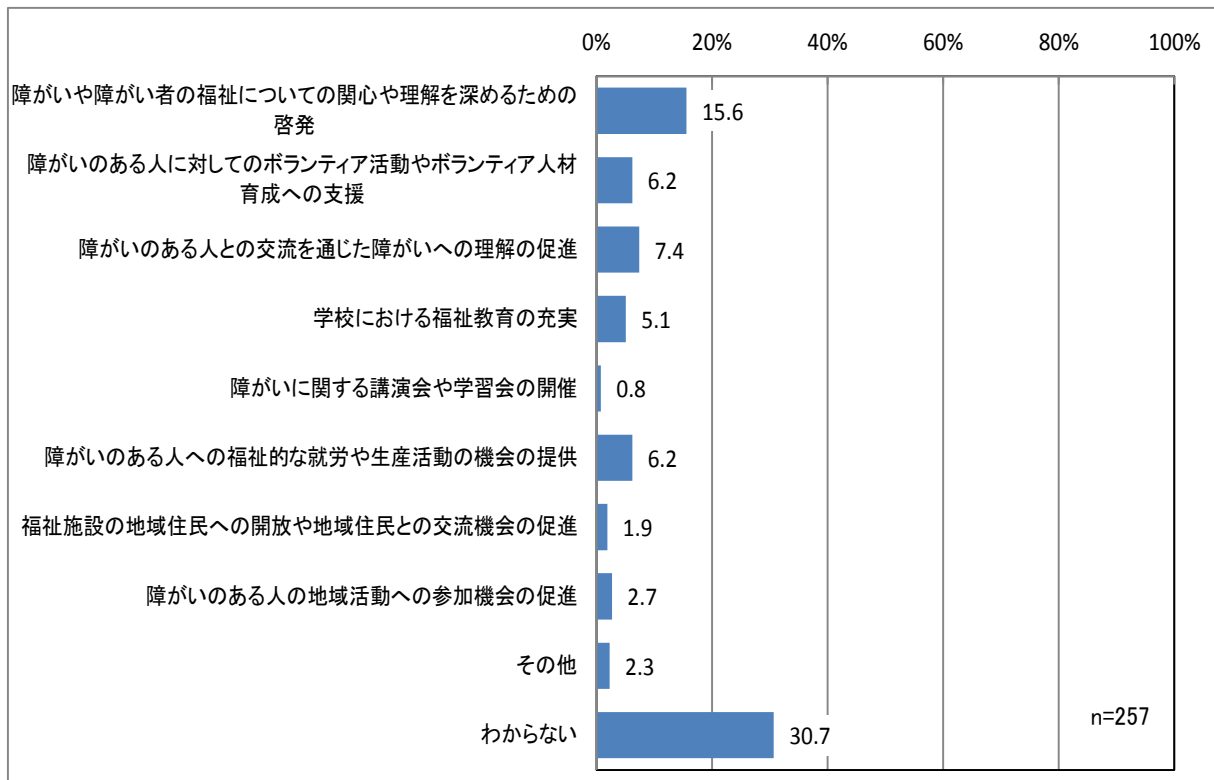
ア) 社会参加の際に必要なこと

「周囲の理解や協力」が51.8%で最も高く、次いで「社会活動に参加する際の、介護や支援」27.2%、「参加するための交通手段」26.5%の順となっています。



イ) 障がいへの町民の理解を深めるために必要な施策

「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」15.6%、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」7.4%の順となっています。こうした周囲の理解向上、交流の促進、協力が得られる仕組みづくりが課題となっています。



II 障がい者基本計画

1. 基本的な考え方

1.1 障がい者施策の基本理念

計画の基本理念は計画全体を貫く基本的な考え方であり、これからのまちづくりの道標となるものです。

本計画の基本理念は、地域共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたってともに活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方と、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方にもとづき、多くの来町者を抱える観光地としての特性を踏まえたうえで、「住む人も訪れる人もすべての障がい者が安心して過ごし暮らせるユニバーサルタウンの実現」としました。

(洞爺湖第4次障がい者基本計画の基本理念)

住む人も訪れる人もすべての障がい者が安心して過ごし暮らせる
ユニバーサルタウンの実現

1.2 基本の方針

基本理念にもとづく、以下の基本の方針に従い、障がい者施策の展開を図っていきます。

方針 1 自立した生活に向けた支援

支援が必要な人の暮らしを支え、地域における自立した生活を支援するため、障がいのある人のニーズを把握し、それぞれのニーズに対応する適切な支援へとつなぐ相談・支援体制の充実を図ります。

地域における障がいに対する認識や理解を深め、障がいのある人の活動を制限しているバリアを取り除くとともに、障がいの有無にかかわらず、それぞれの持つ能力を最大限に発揮し、自立や社会参加等の自己実現の達成に向けた支援を提供します。

方針 2 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人の障がい特性、障がいの状態、生活実態、年齢等によって、必要となる支援はさまざまです。また、女性や子どもの障がいのある人は複合的な困難に直面する場合もあり、きめ細かい配慮が求められます。

障がいのある人の高齢化、重度化、多様化、生活実態、年齢・性別等、障がい者のさまざまな特性に応じた適切な施策を推進します。

方針 3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、教育、文化芸術・スポーツ、保健、医療、労働、生活環境、社会参加、雇用・就業等の各分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行います。支援にあたっては、障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援という視点を重視します。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、地域や近隣市町村との連携・協力を図ります。

1.3 基本目標

基本目標 1	自立し充実して暮らせるまち
---------------	---------------

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らしていくために、福祉サービスの充実や地域生活支援事業の推進、相談支援体制の充実などを行い、地域で自立して暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本目標 2	生きがいのあるまち
---------------	-----------

企業や関係機関・団体等との連携による就労の支援や訓練機会の確保、再訓練・再学習といった福祉的就労や一般就労への移行を推進するとともに、スポーツや文化活動などの充実を図るとともに、交流・社会参加機会の拡充に努めます。

基本目標 3	すこやかで元気に暮らせるまち
---------------	----------------

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じてその人らしい生活が送れるよう、障がいの早期発見・早期対応のための健診・相談体制の充実にも努めるとともに、個々の障がいやライフサイクルに対応した保健・医療・介護・リハビリテーション等の適切な提供に努めます。

基本目標 4	ともに育ちともに学べるまち
---------------	---------------

障がいを早期に発見し早期療育に結びつけられるよう、乳幼児期から一貫した療育や相談ができる体制の充実に加え、障がいのある子どもたちへの専門性に基づいた教育はもとより、障がいのない子どもたちと、ともに学び育ちあう教育を進めます。

基本目標 5	安全で安心なまち
---------------	----------

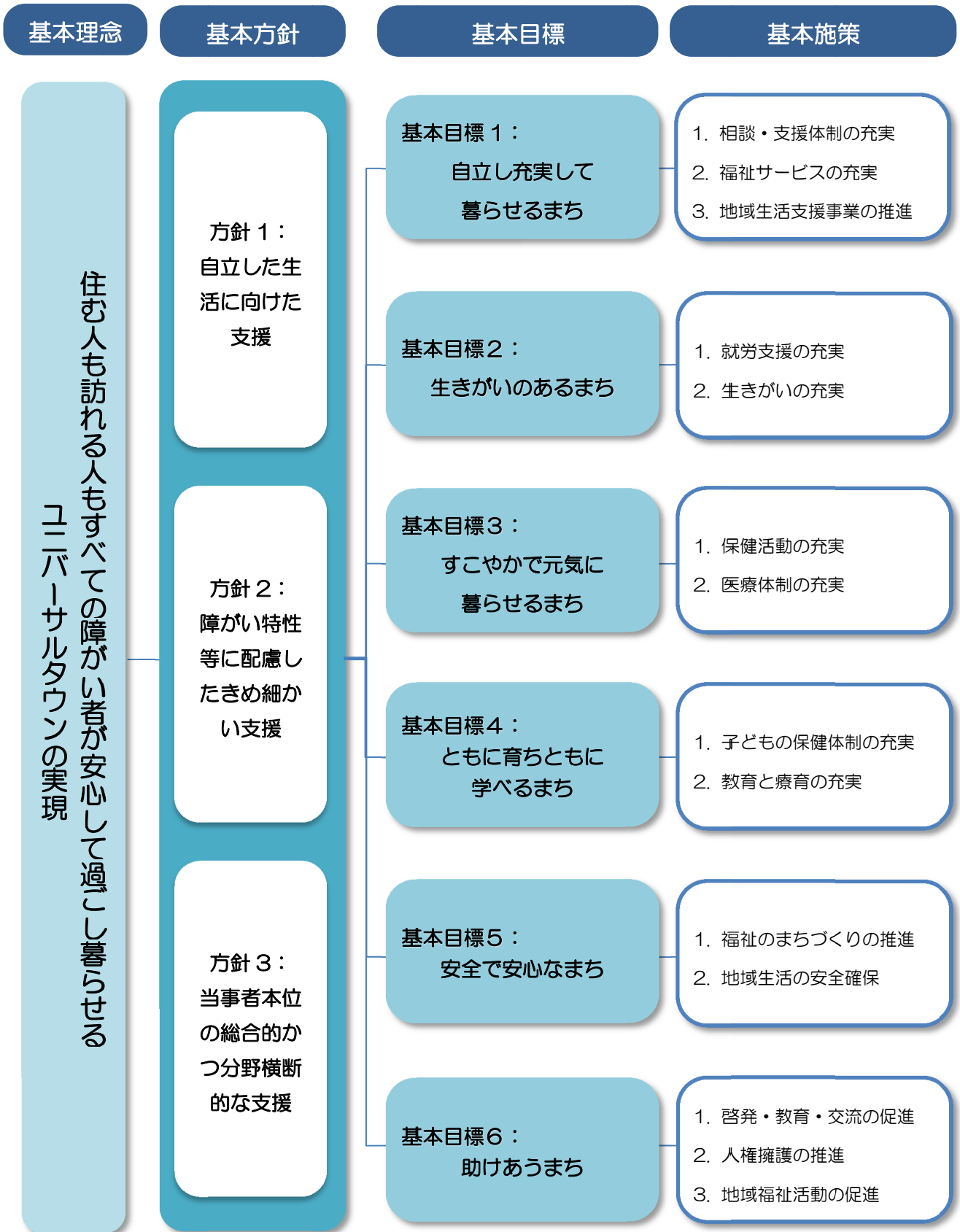
障がいの有無に関わらず、安全に安心して生活できるようユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、安全・安心な生活環境の創出をめざします。

また、町民をはじめさまざまな機関・団体等と協働し、防災・防犯体制の確立に努め、情報伝達や災害時の避難・救援体制の整備を進めます。

基本目標 6	助けあうまち
---------------	--------

ノーマラゼーションの考え方の定着化を進めながら、お互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会をつくっていくために、共助を中心とした町民主体の地域福祉活動を促進することに加え、各種団体、関係機関等のネットワークづくりを進めます。

1.4 施策体系



2. 施策の展開

基本目標 1 自立し充実して暮らせるまち

(1) 動向と課題

障がいのある方が自立した生活を送るためには、自身の価値観や選好に基づき、どこで誰とどのように生活するか等の意思決定を行うことで、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。

現在の相談支援体制は、年齢や障がいといった属性やリスクごとに制度を設けていますが、近年、障がいのある人とその家族等の抱える支援ニーズは多様化・複雑化し、対象者ごとの支援体制だけでは困難な状況になってきています。

今後はよりニーズや生活に即した細やかな対応を行うため、必要な情報提供や相談支援体制の充実のほか、生活支援体制の整備、サービスの量的・質的な充実を図ることで、障がいのある人の地域生活を支える体制の確立が必要とされています。

(2) 基本施策

基本施策 1. 相談・支援体制の充実

障がいのある人とその家族等の生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービスについて、意思決定支援に基づき、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の整備に努めます。

道、保健所等関係機関等との連携を強めながら、障がい者ケアマネジメント体制の充実をはかります。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 情報提供の推進② 相談支援体制の充実③ 民生委員児童委員との連携④ 洞爺湖社会福祉協議会との連携⑤ 地域のネットワーク化・包括的な支援体制の構築⑥ 町外関係機関との連携強化
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本施策 2. 福祉サービスの充実

訪問系サービス事業所、児童発達支援、放課後対応、短期入所等不足する事業所の確保をはかるため、各種事業所・団体等との連携を強化し、障がいのある人が安心してサービスを利用できる体制を整えます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 日中活動系サービス② 訪問系サービス③ 居住系サービス④ 自立支援医療⑤ 補装具
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本施策 3. 地域生活支援事業の推進

障がいのある人の地域での生活を支えるため、利用者本位の考え方にたった相談支援の充実や権利擁護を進めます。

障がいのある人にとって大切な相談支援の充実と地域での相談支援体制を確立するため、洞爺湖町社会福祉協議会との連携強化、関係機関・団体等、サービス事業者、保健・医療・介護・教育・雇用を含めた関係者との連携強化に努めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 理解促進研修・啓発事業② 相談支援③ 成年後見制度利用支援④ 日常生活用具給付事業⑤ 移動支援⑥ 地域活動支援センター⑦ 手話の普及活動⑧ 手話奉仕員の養成
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標 2 生きがいのあるまち

(1) 動向と課題

わが国は障害者雇用率を段階的に引き上げる方針を示していますが、障がいのある人を取り巻く雇用環境は良いとはいえない状況です。このような中で、障がいのある人の多様な働き方を可能にするため、雇用主等への啓発や職業能力の開発などを通じた雇用の促進、就労継続支援事業所などの社会的就労の場の確保、新たな起業の取り組みへの支援などが求められています。

さらには障がいのある人が地域社会の一員として、様々な活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実が求められています。

(2) 基本施策

基本施策 1. 就労支援の充実

障がい者雇用に対する理解促進をはかるとともに、商工会等、企業等との連携により、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。あわせて公共機関の雇用機会の確保に努めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者雇用に対する理解促進② 障がい者雇用の機会の拡大③ 町役場における障がいのある人の雇用促進④ 福祉ショップ等への支援※⑤ 訓練等給付事業における支援の推進⑥ 経済的安定の確保
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※福祉ショップ～町内の障害者就労支援事業所などの販売活動を促進し、利用者の工賃向上に寄与するほか、障害者就労支援事業所などの活動を広く周知することを通じて、利用者の生きがいと社会生活の促進を図ること。

基本施策 2. 生きがいの充実

障がいの有無に関わらず誰もが生きがいをもって生活できるまちを実現するために、文化・スポーツ活動などの情報提供の推進、充実に努めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 情報提供の推進② 学習機会の提供③ 図書サービスの充実④ 文化・スポーツ活動の支援⑤ 障がい者福祉団体への支援⑥ 指導者やサポーターの育成支援
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標3 すこやかで元気に暮らせるまち

(1) 動向と課題

洞爺湖町は管内の中でも高齢化率が高く、障がいのある人の高齢化も進んでいます。また、精神疾患を有する患者数も年々増加傾向にあり、地域にとって身近な疾患となっています。

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療に向けた体制の整備に加え、障がいを抱えながらも地域生活を継続するために必要なリハビリテーションの充実が求められるとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、自分らしい暮らしを送り続けることができる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(2) 基本施策

基本施策1. 保健活動の充実

障がいの要因となる疾病等の早期発見・早期治療、二次障がい予防、障がいの重度化防止のため、人生の各期に応じた健康づくりを推進・支援します。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 健康の維持増進活動の推進② 家庭訪問・健康相談・言語発達相談の実施③ 養育者支援保健・医療連携システムを活用した連携④ ライフサイクルに合わせた健診・検診体制の充実⑤ 疾病等の早期発見・早期治療に向けた支援
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本施策2. 医療体制の充実

医療機関等との連携で、障がいのある人が適切な医療・介護・リハビリテーションが受けられるよう体制整備に努めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 医療提供体制の充実② 医療機関との連携強化③ 障がい・介護サービス事業所との連携強化
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標 4 とともに育ちともに学べるまち

(1) 動向と課題

発達障害者支援法の施行に伴い、地域での発達障がいに対する認知や理解が広がってきており、個々の障がいや特性のレベルに応じた支援策の充実、特に幼少期においては早期発見・早期療育を行う支援体制の充実が求められています。

関係機関との連携により、乳幼児から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がいの特性に配慮した教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

また、障がいのある子どもと障がいを持たない子どもが、遊びや生活を共にできるような保育や教育は、障がいを持たない子どもの障がいに対する理解促進はもとより、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要になってくるものと考えられます。

(2) 基本施策

基本施策 1. 子どもの保健体制の充実

障がいを早期に発見し早期療育に結びつけられるよう、健診受診を促すとともに、健診後のフォローや早期支援、関係機関等と連携した療育の充実に努めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 乳幼児健診及び事後支援の実施② 家庭訪問・健康相談・言語発達相談の実施③ 早期療育に向けた体制の構築④ 関係機関との連携強化
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本施策 2. 教育と療育の充実

障がいのある子どもたちへの専門性に基づいた教育はもとより、障がいのない子どもたちと、ともに学び育ちあう教育を進めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 障がいのある児童の保育の推進② 指導内容の充実③ 関係機関との連携強化④ 就学指導体制の充実⑤ 就学・教育相談の充実⑥ 交流教育の推進
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標5 安全で安心なまち

(1) 動向と課題

障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくために、また、障がいを持った観光客などの来町者が快適に過ごすためには、さらなるバリアフリー化の推進が必要です。

高齢者や障がいのある人など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定めた「洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画」により万一の災害時には事前に要援護者として登録した方に支援者が支援をすることとなりますが、支援者の人材育成が課題であります。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るための支援に加え、犯罪や非行をした人の中に障がいがある人がいた場合には、再犯防止や地域生活を営む上で困難を有する場合の生活支援など、幅広い視点が必要です。

(2) 基本施策

基本施策1. 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会の中で自立的に生活できるよう、また、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインに基づく生活環境の整備に努めます。

主要な取り組み	① 公共施設の整備 ② 公営住宅の整備 ③ 道路の整備 ④ ホテル・旅館の障がいのある人の受け入れ促進 ⑤ 福祉マップの作成
---------	----------------------------------------------------------------------------

基本施策2. 地域生活の安全確保

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と避難・救援が行えるよう、関係機関・団体等と連携し、要援護者の避難・救援体制の整備に努めます。

また、障がいのある人の防犯対策や、再犯防止に関わる支援等、関係機関・団体と連携した活動を推進します。

主要な取り組み	① 避難誘導體制の整備 ② 防災知識の普及促進 ③ 防犯知識の普及促進 ④ 関係機関との連携強化
---------	-----------------------------------------------------------

基本目標6 助けあうまち

(1) 動向と課題

障がいや障がいのある人に対する心のバリアを、社会のあらゆる場面で取り除き、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互後に人格と個性を尊重しあう地域共生社会づくりが求められています。

障がいの有無に関わらず個人として生活や権利が尊重される「ノーマライゼーション」や、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方の普及啓発活動や福祉教育、ボランティア活動などの地域福祉活動を推進する必要があります。

また、障がいのある人と意思疎通を図るための体制や、地域の様々な場に参加しやすい環境づくりも求められています。

障がいのある人が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障がいのある人も含めた住民、事業所等すべての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力を合せていく必要があります。

(2) 基本施策

基本施策1. 啓発・教育・交流活動の促進

多様な媒体・機会を通じて障がいや病気、各種制度等についての情報提供、啓発を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場での福祉教育、福祉学習を進め、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの考え方の定着促進に努めます。

障がいがある人との意思疎通を支援し、意思決定の推進を勧めるほか、さまざまな機会を通じて交流活動を進め、共生社会の実現に向けた意識の向上に努めます。

主要な取り組み	<ul style="list-style-type: none">① 広報・啓発活動の充実② 講演会や福祉講座の充実③ 障がい者団体との連携④ 公共窓口における障がいのある人への配慮⑤ 啓発教育の促進⑥ 交流の場の確保⑦ 意思疎通支援体制の整備
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本施策 2. 人権擁護の推進

障がいの有無に関わらず人としての尊厳をもって生きることができるよう、障がいのある人の権利擁護と差別防止、虐待防止の取り組みを進めます。

主要な取り組み	① 不适当用語の是正 ② 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知
---------	--------------------------------------

基本施策 3. 地域福祉活動の促進

障がいの有無に関わらず誰もが尊重され、ともに助けあい支えあう共生社会を実現するために、地域福祉活動の活発化その担い手となる人材や団体等の育成を支援します。

主要な取り組み	① 福祉ボランティアの育成 ② ボランティア活動の推進
---------	--------------------------------

洞爺湖町第4次障がい者計画

令和6年3月

【発行】北海道洞爺湖町

【企画・編集】洞爺湖町健康福祉課

〒049-5604 北海道虻田郡洞爺湖町栄町63番地1

健康福祉センター「さわやか」内

TEL (0142) 76-4006 FAX (0142) 76-1877